

食安輸発0719第2号
平成24年7月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖鰻及びその加工品の証明書様式変更)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年7月10日付け食安輸発0710第2号）にて通知し、中国産養殖鰻及びその加工品のオキシリニック酸に係る検査については、当該通知別表1中の条件に該当する場合を除き、検査命令を実施しているところです。

このたび、中国政府より、上記条件に示す中国政府が発行する証明書様式を変更した旨連絡があったことから、当該通知の別添2に示す様式を別紙のとおり変更しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。